

里庄町企画商工課からのお知らせ

このようなハガキは詐欺です！

「法務省管轄支局 民事訴訟管理センターから、『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれたはがきが届いた。どうすればいいのかわからない」という内容の相談が増えています。これは**架空請求詐欺**です。ご注意ください！

実際に届いたはがき

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（と）281 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和1年11月22日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区内幸町1丁目

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6384-

受付時間 9:00~20:00（日、祝日は除く）

※一部加工しています。

【注目POINT】

☞「訴状が提出された」という内容が本当ならば、裁判所から、正式な訴状が「**特別送達**」という配達方法で届くはずですが。

☞法務省の名称等を不正に使用しており、もっともらしく「民事訴訟管理センター」の名称を使っていますが**実在しません**。他にも、「国民訴訟通達センター」、「民間訴訟告知センター」等があります。

【アドバイス】

●**身に覚えのない請求には、絶対に連絡しない**ようにしましょう。

詐欺業者に電話やメールで連絡することで、自分の電話番号やメールアドレスなど個人情報を詐欺業者に教えてしまうこととなります。

電話をすると「手続き費用を払って」と要求され、「コンビニで電子マネーを買って」「コンビニの端末で入金するよう」に言われます。

支払方法は、コンビニを指定することが多いのも詐欺の特徴です。

困ったときは、**ひとりで悩まず**に、最寄りの**警察**や**消費生活相談窓口**等にご相談ください。

玉島警察署	086-522-0110
里庄町企画商工課	0865-64-3114
岡山県消費生活センター	086-226-0999
消費者ホットライン	188（イ・ヤ・ヤ）

